

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6.11.15	R6.12.13	（1）森林簿（多摩森林計画区及び伊豆諸島森林計画区：令和6年4月1日現在） （2）森林簿コード表	59	1															産業労働局農林水産部 森林課
2	R6.11.15	R6.12.13	（3）森林計画図（多摩森林計画区：令和3年4月1日現在、伊豆諸島森林計画区：令和4年4月1日現在）	14432		1					1	1							（7条2号） 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。 （7条3号） 法人等に関する情報であり、公にすることにより当該法人の競争又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	産業労働局農林水産部 森林課
3	R6.11.11	R6.12.16	下記工事の「施行体制台帳」 1. 工事件名；中野（海沢）治山工事 ・ 契約番号：05-00002 ・ 契約業者：大章建設（有） 2. 工事件名；除ヶ澤治山工事 ・ 契約番号：05-00003 ・ 契約業者：（有）田嶋土建	106		1					1	1	1						（7条2号） 特定の個人が識別され、又は個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （7条3号） 受注者の営業上の情報であり、公にすることにより当該企業の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。 （7条4号） 偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局森林事務所 保全課
4	R6.12.5	R6.12.19	プロジェクトンマッピングについて実行委員会で開催したこととその中で使用された資料一式					1											本件請求内容に係る文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため。	産業労働局観光部振興 課

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
5	R6.11.6	R6.12.26	令和5年度 ベッ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の額の確定について（象牙資源調査） 令和5年度ベッ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の支出について（象牙資源調査） 令和5年度 ベッ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の額の確定について（象牙普及啓発事業） 令和5年度ベッ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の支出について（象牙普及啓発事業） 令和6年度 ベッ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の交付決定について（象牙 特別国際種事業者免許登録更新時に係る経費補助） 令和5年度 ベッ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の額の確定について（タイマイの増養殖技術確立検討事業） 令和5年度ベッ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の支出について（タイマイの増養殖技術確立検討事業） 令和5年度ベッ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の額の確定について（〇〇の甲ら実用試験事業） 令和5年度ベッ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の支出について（〇〇の甲ら実用試験事業） 令和6年度 ベッ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金の交付決定について（ベッ甲原材料確保事業） ベッ甲・象牙産業等経営安定対策事業費補助金交付要綱 2024/6/20（木）会議資料 2024/8/19（月）会議資料 2024/10/3（木）会議資料	286		1					1	1	1							(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人が識別することができるものであるため。 (7条3号) 公にすることにより、団体と相手先の信頼関係及び地位が損なわれるおそれがあるため。 (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局商工部経営支援課

令和6年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R6.10.30	R6.12.26	平成28年度 特別就労対策事業実施要領 平成29年度 特別就労対策事業実施要領	16		1						1							（7条3号） 受託事業者が業務の連絡に使用している連絡先で あり、公にすることにより当該事業者の事業運営 上の地位が損なわれると認められるため。	産業労働局雇用就業部 就業推進課
7	R6.10.30	R6.12.26	東京都特別就労対策事業の求職受付票所持者に対し て、日雇い雇用保険の控除を免除した経緯のわかる文 書 いわゆるモチ代、ソーメン代、年末一時金について、 廃止に至った経緯のわかる文書					1											請求に係る公文書については、作成又は取得の事 実が確認できないものであり、現に保有していな いため存在しない。	産業労働局雇用就業部 就業推進課
8	R6.10.30	R6.12.26	いわゆるモチ代、ソーメン代、年末一時金について、 存在したことがわかる文書																歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資 料として、特別の管理がされており、公文書には あたらないため。（条例第2条第2項）	産業労働局雇用就業部 就業推進課